



私たちは、中小企業の安心と継続のため、働く人たちを活かすご提案と実践のお手伝いを致します。

会社と働く人の情報誌

B 夢通信

Vol.26
2016.8.15

発行人



税理士法人WBC和田事務所 株式会社和田総研
株式会社WBCコンサルティング みらい社労士事務所
〒302-0118 茨城県守谷市立沢 197-58
TEL 0297-46-1118 FAX 0297-46-1201

税理士法人WBC東京事務所
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 2-24 YA-2ビル5F
TEL 03-5839-2808 FAX 03-5839-2811

親孝行月間を実施しました!!



ビジネスの真髄は親孝行にあると先輩たちが言います。

「親孝行もできない人間は、お客様に尽くすことはできない」

「親孝行を通じて人に感謝されるということは、自分の喜び」

「人に尽くすということは、実は己の喜びであることを知る」

これまで自主性に任せていた親孝行でしたが、今年は5月を親孝行月間とし、親がして欲しいことをして、400字の作文を提出してもらいました(半ば強制的に…)。

なぜなら社会人、仕事の原点は親孝行にあり。自分の両親に感謝する心、気持ちがあつてこそお客様に感謝する気持ちが持てるのである。人間にとって一番大切な生命は、誰もが親から与えられます。親が自らの生命の本源であります。親や先祖を大切に思わないということは、その生命の延長線上にある自分自身をもないがしろにするということと同じです。そうした人間が、他人であるお客様を大切に、感謝できるわけがありません。

また、親を思い先祖を敬うというプラス思考は、代を重ねるごとに貯蓄されていきます。まさに“天の蔵”に富を積むことになります。親から子へ、子から孫へとプラス思考は受け継がれます。しかも、そのプラスの量は代を経るにしたがって大きくなっていきます。ますます繁栄し、家庭内もさらに円満の度を加えることは言うまでもありません。

強制的にやった効果は…? 半々な? 前向きに取り組んで親子関係を見直せた人、しかたなしに取り組んでなんとなく作文した人、完全に作文した人…… 経営は、まだまだ道半ばですね。

税理士法人WBCグループ代表

和田 政彦

5月3日は私の誕生日であると共に義理の両親の結婚記念日でもある。

ちなみに昭和45年という所まで一致していて、いつも不思議な縁を感じる日である。

私の家族4人と2人の妹家族と合せて総勢14人でお祝いをした。義母は最近体が不調で出歩くこともままならない状態が続いていたので、子供や孫たちに囲まれてとても楽しそうで、喜んでくれた。どこかに出掛けたり、お金をかけなくても一番の親孝行が出来たのではないと思う。

5月5日は私の母の誕生日であるので、私の家族4人と妹家族4人の8人で母の誕生日を祝った。プレゼントと少しのお小遣いを手渡し「いつもありがとうございます。これからもずっと元気でいて下さい。」と感謝の言葉を述べた。あと何回誕生日を祝ってあげられるかと思うと今まで以上に親孝行をしたいという想いが大きくなった。

私の母は今年、86歳になります。父は24年前に他界しております。

私は21歳で結婚し、実家を離れ36年。

いつの間にか実家で生活した期間よりこちらでの生活の方が長くなってしまいました。親孝行らしいことは何も出来ませんが、唯一親には心配をかけないように心掛けています。些細なことでも親というものは心配してしまいます。現在、出来ることと言えば、実家に帰り顔を見せてあげることでしょうか。

また、母は手芸が趣味で毎日楽しい時間を過ごしていますが、お互い作品を褒め合いながら、例えその作品が必要のない物であっても、そこに至るまでの作成期間の幸せな気持ちを共有し、喜び合っています。これも親孝行の一つだと思っています。

これからも少しでも長生きしてもらい、楽しい手芸を続けながら元気に過ごしてもらいたいと思います。

私が実家に行くと、母は手料理をたくさん作ってくれ、「これも持っていきなさい。これも、これも。」と、持たされます。有難いことです。

今までにも旅行へ連れて行ったことはありますが、これからは、あまり歩くところや遠くへは連れて行けないので、近場の温泉等と一緒に行けたらと思っています。最近では欲しい物もあまり無いようですし、何かを買ってあげるといよりは、マメに帰り、作品を見せてもらったり、話をしたりするのが母にとっては嬉しいことなのではないかと思っています。

そして何よりスキンシップ。両手で母の頬を挟み、ふざけてスリスリとします。それは私が甘えて、なのでしょうかね? 帰る度にやっています。

子供の元気で幸せな姿を見せることが、母への一番の親孝行だと思います。



委員会だより



クールビズがスタートしました!



みなさん、こんにちは! 健康管理委員会委員長の針替です。私達の事務所では、6月1日から9月30日までの期間クールビズを実施しています。

クールビズの具体的な内容は、①制服を夏服に衣替え②日除けの設置③エアコンの設定温度を28℃厳守等です。

私達職員が大切にしていることは、お客様に、清潔感と信頼感を持ってもらうことです。今のクールビズでは、お詫びの必要のない、清潔感と信頼感があります。

和田事務所のクールビズは、**TPO**にあわせて、使い分けをすることで、仕事のあらゆる状況に対応しています。例えば、必要に応じてジャケットを着る、Yシャツや制服は洗い立てでシワのないものを身に着ける等です。

どんな格好をしても清潔感であることが、クールビズでうまくいく秘訣だと思います。

TPO・・・Time(時間)、Place(場所)、Occasion(場合)の頭文字をとって、「時と場所、場合に応じた方法・態度・服装等の使い分け」



あんしん相続のススメ



資産づくり課は資産税業務を専門に行っている課です。

特に相続税については、突発的で且つ相続開始後10ヶ月以内に納付する必要があります。当事務所代表の税理士の和田が講師として講演致します。講演料は内容によりご提示致します。

詳しくは、税理士法人WBC和田事務所 資産づくり課までお問い合わせください。
(飯島泰代)



感想・ご要望はお気軽に当社まで!

次号(Vol.27)は2016年10月15日頃発行予定です。